



地元企業や創業者のチャレンジを応援します！

地元企業応援助成事業



支援メニューガイドブック

(令和 7 年度版)

留萌市地域振興部経済観光課



もくじ

希望する支援	事業名	該当番号・ページ
国などの補助金の他に追加の支援を受けたい	地元企業応援上乗せ助成金	【１】・P.1
国の補助金を受ける際に、専門家を用いる費用の支援を受けたい	補助金等取得サポート助成金	【２】・P.1
商品開発・事業拡大し販路を広げる際に、支援を受けたい	新商品開発・事業拡大支援助成金	【３】・P.2
新しく事業を始める際に、支援を受けたい	新規創業者支援助成金	【４】・P.3
商店街に出店する際の支援を受けたい	商店街エリア（空き店舗活用）出店支援助成金	【５】・P.3
事業承継するため支援を受けたい	事業承継支援助成金	【６】・P.4
人材を確保するための支援を受けたい （ＵＩＪターン支援）	人材確保等支援助成金 （ＵＩＪターン支援）	【７】・P.4 P.5
人材を育成するための支援を受けたい	人材育成支援助成金	【８】・P.5
雇用している従業員の奨学金返還の支援を受けたい	奨学金返還支援助成金	【９】・P.6
各種融資制度を利用したい	各種融資制度	【１０】～【１２】 P.7

各助成金の共通交付要件

○各助成金に共通している助成金は以下のとおりです。
詳しい交付要件については、各助成金の該当ページをご覧ください。

- ・ **事業の着手前に申請をすること。事業着手後の申請は無効となります。**（地元企業応援上乗せ助成金を除く）
- ・ 市内に事務所または事業所を有する個人または法人
- ・ 市税等の滞納がないこと

【1】地元企業応援上乗せ助成金

○国や北海道、中小企業等に対する支援機関が実施している各種補助事業に採択された事業で「留萌市地元企業応援基本条例」の趣旨に合致するものと判断する事業に対して上乗せ支援します。

※国や道の補助金交付決定後に速やかに申請をしてください。国や道の実績報告後（補助事業の完了後）の申請は無効です。

対象となる方	交付要件	助成率 助成限度額	補助対象経費
中小企業者 (事業協同組合、事業 協同小組合含む)	・ 中小企業者等が事業計画等を策定し、国等補助金の採択を受けて、当該事業計画に沿って取り組む事業であること	1 / 2 300万円 ※ただし、助成限度額は、国等補助金の上限額を超えない額とする。	補助金等を交付する各機関の補助事業対象経費で、留萌市が妥当と判断するもの ※他の助成事業との併用が認められていない場合は対象となりません。
個人事業主	・ 「地域経済牽引事業計画」を策定し、北海道の承認、経済産業省からの確認を得て、かつ国等補助金の採択を受けた工場等の新設、移設、増設を行う事業であること ※詳細については、8ページ（最終ページ）を必ず参照ください。	1 / 2 1,000万円 ※ただし、助成限度額は、国等補助金の上限額を超えない額とする。	

上乗せ支援は、原則として各種補助事業の補助対象経費から各補助機関から交付の決定を受けた金額を差し引いた額で、事業者が負担する金額の1 / 2以内を支援します。

助成例 【他の補助事業の補助率が1 / 2で補助限度額が50万円の場合】

補助対象経費	他補助機関	事業者負担	市上乗せ助成	上乗せ後の事業者負担	上乗せ後助成額
100	50	50	25	25	75万円

【2】補助金等取得サポート助成金

○市内に本社を置きかつ市内で事業を営む者が、国等の補助金を取得するために必要な書類の作成等について、外部の専門家から助言などのサポートを受けるために必要な経費を支援します。

※ 事業の企画立案・事業計画の作成は、事業者の方が行ってください。

※国や道の補助金交付決定後に速やかに申請をしてください。国や道の実績報告後（補助事業の完了後）の申請は無効です。

対象となる方	交付要件	助成率 助成限度額	補助対象経費
中小企業者 (事業協同組合、事業 協同小組合含む)	・ 中小企業者等が外部の専門家等からサポートを受けて、国等補助金の採択を受けた事業であること	1 / 2 30万円	市内事業者での投資家について、外部専門家、土業専門家等の活用にかかる費用
個人事業主			

【3】 新商品開発・事業拡大支援助成金

○新商品の開発、事業拡大に繋がる設備整備、留萌産商品のPR活動に繋がる展示会等への出展費、自社HPの新規開設及び改修費用を支援します。

※下記の①～④の事業に係る助成金の交付回数は、1事業者あたり1会計年度につき、1回とします。**ただし、④の事業で留萌市と連携した企業採用情報紹介サイトに掲載するHPの作成のみ、他事業との併用申請は可能です。**

① 新商品開発事業 【新製品開発、パッケージ改良、市場調査】

対象となる方	交付要件	助成率 助成限度額	補助対象経費
中小企業者 (事業協同組合、事業協同小組合含む) 個人事業主	・ 中小企業者等が自社製品の販路拡大に向けた新商品の開発であること。または、既存の商品の容器包装等の改良を行う事業であること	1 / 2 100万円	外部専門家旅費、機械装置購入費及び賃借料、工具器具費、試作に伴う原材料費、試験分析外注費、デザイン外注費

② 事業拡大及び生産性の向上等に繋がる設備整備

対象となる方	交付要件	助成率 助成限度額	補助対象経費
中小企業者 (事業協同組合、事業協同小組合含む) 個人事業主	・ 中小企業者等が事業の拡大や生産性の向上等に繋がる設備整備を行う事業であること	1 / 2 100万円	固定資産取得費、設備費（取得価格10万円以上の物品）、機械装置購入費及び賃借料
	・ 「地域経済牽引事業計画」を策定し、北海道の承認、経済産業省からの確認を得た工場等の新設、移設、増設を行う事業であること ※詳細については、8ページ（最終ページ）を必ず参照ください。	1 / 2 500万円	

③ 留萌産商品のPR活動に繋がる展示会等への出展 【物産展は対象となりません】

対象となる方	交付要件	助成率 助成限度額	補助対象経費
中小企業者 (事業協同組合、事業協同小組合含む) 個人事業主	・ 中小企業者等が市外で開催され、市長が販路拡大に特に有効であると認める展示会等に出展する事業であること	1 / 2 30万円	出展小間料、小間装飾費、備品借用費、旅費

④ 自社HPの新規開設、改修

対象となる方	交付要件	助成率 助成限度額	補助対象経費
中小企業者 (事業協同組合、事業協同小組合含む) 個人事業主	・ 中小企業者等が企業PRまたは、新規顧客の獲得等を目指し、自社HPの新規制作等を行う事業であること	1 / 2 30万円	制作委託費、作成ソフト購入費、ドメイン取得費、翻訳費

【4】 新規創業者支援助成金

〇市内において新規創業する方を支援します。

対象となる方	交付要件	助成率 助成限度額	補助対象経費
中小企業者 個人事業主	・市内において創業すること ・市内に住所を有する個人または法人であること ・地域経済団体への加入すること ・出店後、3年以上継続して営業できる見込みがあること ・おおむね週5日程度、20時間以上営業すること ・中小企業相談所（留萌商工会議所）の創業相談を受けて適切な事業計画を有していること ・市内に事業所を有する施工業者による店舗改修であること ※開業日から半年を経過した日から1カ月以内に中小企業相談所（留萌商工会議所）へ業況を報告し、経営相談を受けること（開業日から1年、2年、3年を経過した際にも業況を報告し、経営相談を受けること）	1／2 100万円	初期整備費、土地・建物取得費、改修費、設備導入費 （取得価格10万円未満の消耗品除く）
		1／2 30万円	賃借料（敷金、礼金、諸経費は除く） ※1か月5万円を超えない額で最長6か月分

※ 初期整備費と賃借料の助成は併用できます。

【5】 商店街エリア出店(空き店舗活用)支援助成金

〇商店街振興組合が定めるエリアに出店する事業者で、新規開業・第2店舗の開業・商店街エリア外からの移転費用を支援します。

対象となる方	交付要件	助成率 助成限度額	補助対象経費
中小企業者 (事業協同組合、事業協同小組合含む) 個人事業主	・市内の対象地域で新たに事業を営む、または対象地域外から移転して事業を営むこと ・事業規模拡大及び別業種で開業すること ・出店に伴う空き店舗の改修や施設整備は、市内の施工業者が実施すること ・商店街振興組合等へ加入すること ・出店後、3年以上継続して営業できる見込みがあること ・おおむね週5日程度、20時間以上営業すること ・中小企業相談所の創業相談を受けて適切な事業計画を有していること（新規開業者） ※開業日から半年を経過した日から1カ月以内に中小企業相談所（留萌商工会議所）へ業況を報告し、経営相談を受けること（開業日から1年、2年、3年を経過した際にも業況を報告し、経営相談を受けること）	1／2 200万円	初期整備費、土地・建物取得費、改修費、設備導入費 （取得価格10万円未満の消耗品除く）
		1／2 30万円	賃借料（敷金、礼金、諸経費は除く） ※1か月5万円を超えない額で、最長6か月分

※ 初期整備費と賃借料の助成は併用できます。

【6】 事業承継支援助成金

○市内に本社を置き、事業を営むものが実施する事業承継費を支援します。

対象となる方	交付要件	助成率 助成限度額	補助対象経費
中小企業者 個人事業主	・ 専門事業者に事業承継計画の策定を依頼（契約の締結）し、申請を行う年度内に計画を策定すること	1 / 2 20万円	事業承継にかかる委託料(計画書の作成、譲渡価格の算定等) M&Aにかかる委託料(着入金含む)等

【7】 人材確保等支援助成金(Uターン支援)

○市外開催の合同企業説明会への出展費、就職希望者のインターンシップ受け入れ事業費、求人サイトへの掲載料、Uターン等で市内に就職を希望している社会人を雇用するために必要な費用を企業が負担する際に支援します。

【企業説明会等参加支援助成金】・市外開催の合同企業説明会への出展

対象となる方	交付要件	助成率 助成限度額	補助対象経費
中小企業者 個人事業主	・ 中小企業者等が事業活動に必要な人材を確保するために、合同企業説明会等に出展する事業であること	1 / 2 1事業所あたり 20万円	旅費、出展小間料、消耗品費、通信運搬費

【インターンシップ受け入れ助成金】・就職希望者のインターンシップ受け入れ事業

対象となる方	交付要件	助成率 助成限度額	補助対象経費
中小企業者 個人事業主	・ 中小企業者等が事業活動に必要な人材を確保するために、自社への就職希望者をインターンシップにより受け入れる事業であること	1 / 2 1人あたり3万円 1事業所あたり15万円	対象者への旅費、保険料、教材費等

【Uターン支援助成金】・Uターン等で市内に就職を希望している社会人を雇用するために必要な費用を企業が負担

対象となる方	交付要件	助成率 助成限度額	補助対象経費
中小企業者 個人事業主	・ 市外に住所を有する企業に1年以上就職していた社会人を公共職業安定所や民間人材サービス会社の紹介等を受けて常用雇用し、雇用した者が負担した費用を採用日から起算して60日以内に企業が負担すること	2 / 3 <単身> 20万円 <扶養有> 30万円	面接旅費、移転費、(引っ越し運送費、移転交通費)就職支度費用

【7】 人材確保等支援助成金(UJターン支援)

【採用促進支援事業】・人材確保のため、求人サイトへの掲載

対象となる方	交付要件	助成率 助成限度額	補助対象経費
中小企業者 個人事業主	・事業活動に必要な人材を確保するために、民間人材サービス会社が運営する求人サイトを活用した事業であること	1 / 2 1事業所あたり 20万円	民間人材サービス会社が運営する求人サイトへの掲載料

【8】 人材育成支援助成金

○中小企業大学校等公的機関が主催する研修費及び市内事業者が主催する研修費、自社業務に関連する資格取得費用を支援します。（採用内定者含む。）

【研修会等参加支援助成金】

・①中小企業大学校など公的機関が主催する研修(市外開催)

対象となる方	交付要件	助成率 助成限度額	補助対象経費
中小企業者 個人事業主	・中小企業大学校等の公的機関が実施する研修に経営者及び従業員を参加させる事業であること	1 / 2 1人あたり3万円	受講料、旅費

・②市内事業者が主催する研修(市内開催)

対象となる方	交付要件	助成率 助成限度額	補助対象経費
中小企業者 個人事業主	・公的機関または、市長が公的機関に準ずると認めた市内の機関が市内で実施する研修に経営者及び従業員を参加させる事業であること	1 / 2 1人あたり1万円	受講料

【資格取得支援助成金】

対象となる方	交付要件	助成率 助成限度額	補助対象経費
中小企業者 個人事業主	・自らの事業活動に必要とする資格を新たに取得するために経営者及び従業員を受講・受験させる事業であること	1 / 2 1人につき 2万円、 1事業所あたり 10万円	自社業務に関連する資格を取得する費用

次の場合は助成の対象外です。

※ 他に助成制度があるもの、取得済み資格の継続研修等

※ 資格取得に要する費用を従業員が一部負担する場合

※ 市内で取得可能な資格を市外で取得した場合

【9】 奨学金返還支援助成金

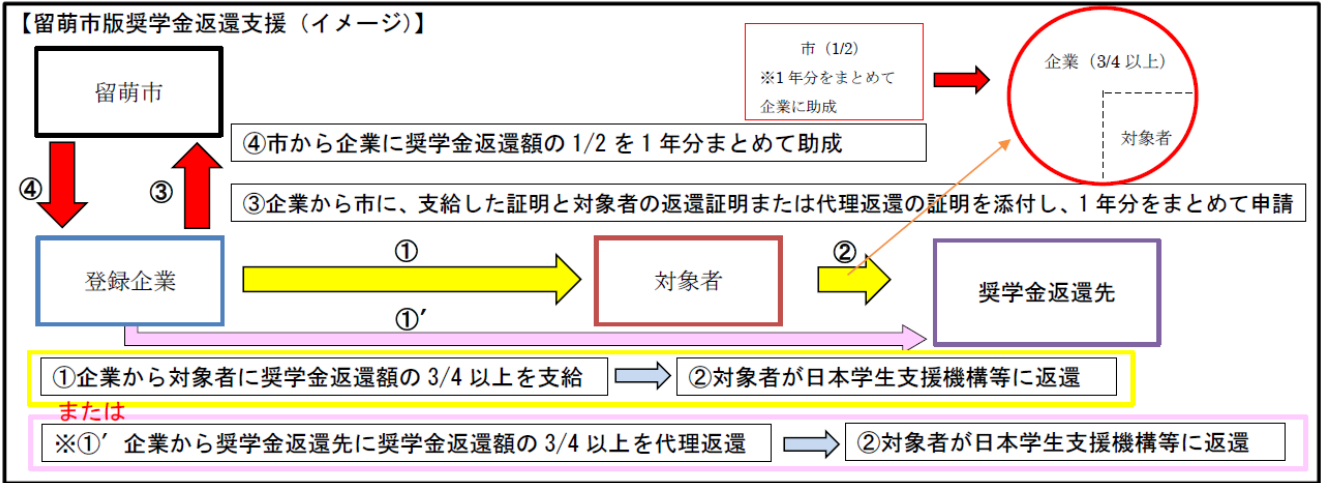
○市内事業所で正規雇用している従業員の奨学金返還をしている企業に対し、費用の一部を支援します。

・奨学金返還支援の対象企業について

対象となる方	交付要件	助成率 助成限度額	補助対象経費
中小企業者 個人事業主	・留萌市奨学金返還支援助成金事業者登録を受けた企業であること。 ・奨学金返還額の3/4以上の額を対象従業員に支給または代理返還を行う企業であること。 ・市税の滞納がないこと。 ・雇用保険法第5条第1項に規定する適用事業の企業であること。 ※その他交付対象外になることもあります。	1／2 1人あたり 1年につき、 20万円 最長120カ月 (10年間) ※1年分を まとめて助成	算定対象期間中 (毎年4月～3月)に助成対象者及び対象従業員が返還した奨学金の額(繰上返還等による奨学金の返還額を除く。)

・奨学金返還支援の対象従業員について

- ・高校等に進学し、在学中に奨学金に貸与を受け、その後正規雇用従業員として雇用された者
- ・市内の事業所に配属されている者
- ・奨学金の返還を遅延なく行っている者または返還を予定している者
- ・助成金の交付申請の時点で就業しており、かつ、市に住民登録があり現に居住している者で、交付申請初年度から10年間、市に居住する意思がある者



【10】 中小企業特別融資制度

○北海道信用保証協会の保証対象業務で市の預託金の枠内(4倍)における融資制度です。

対象となる方	交付要件	内容
中小企業者 個人事業主	・北海道信用保証協会の保証を受けることができること ・市内に独立した店舗または事業所を有し、現に事業を継続して行っていること ・個人事業主にあつては市内に住居があること ・市税等の滞納がないこと ・新規創業資金については、上記に該当し、かつ、市内で新規に開業しようとするもので、その事業に必要な自己資金を有していること	<運転資金> 融資限度額 1,000万円以内 <設備資金> 融資限度額 2,000万円以内 <新規創業資金> 事業資金：融資限度額 1,000万円以内 設備資金：融資限度額 1,000万円以内

【11】 中小企業特別融資保証料補給

○中小企業特別融資制度の設備資金、新規創業事業資金の融資を受けた者に対して、北海道信用保証協会の保証料を補給します。

対象となる方	交付要件	内容
中小企業者 個人事業主	・北海道信用保証協会の保証を受けることができること ・市内に独立した店舗または事業所を有し、現に事業を継続して行っていること ・個人事業主にあつては市内に住居があること ・市税等の滞納がないこと ・新規創業資金については、上記に該当し、かつ、市内で新規に開業しようとするもので、その必要な自己資金を有していること	保証料補給分は最大 36か月分補給

【12】 小規模事業者経営改善資金利子補給金

○小規模事業者経営改善資金の融資を受けた者に対して、当該融資の利子を補給します。

対象となる方	交付要件	内容
中小企業者 個人事業主	・市内に住所及び事業所を有する個人事業主または市内に主たる事業所を有する法人で、同一事業を引続き1年以上営んでいること ・市税等の滞納がないこと ・商工会議所による経営指導及び推薦を受けて交付対象融資を借入れたこと	1%分の利子を最大 24か月補給

「地元企業応援上乗せ助成金」と「新商品開発・事業拡大支援助成金」の上限額拡大について

- 「地域経済牽引事業計画」を策定し、北海道の承認、経済産業省からの確認を得て、かつ国等補助金の採択を受けた工場等の新設、移設、増設を行う事業には、上乗せ助成の上限額を300万円から1,000万円に拡大します。また、上記計画を策定、道の承認、国の確認を得ているが、国等補助金の採択を受けていない工場等の新設、移設、増設を行う事業には、新商品開発・事業拡大支援助成の上限額を100万円から500万円に拡大します。

※地域経済牽引事業計画とは

地域未来投資促進法および国の基本方針に基づいて留萌市が策定した基本計画に沿って、各事業者が策定する地域経済牽引事業に関する事業計画のことです。地域未来投資促進法に基づく各種支援措置を活用するためには、各事業者は、地域経済牽引事業計画を策定し、北海道知事の承認を受ける必要があります。



北海道留萌市における基本計画の概要

計画のポイント

留萌市では、従業者数、売上高の約1割を食品製造業が占める経済構造となっており、その中心になっているのが、日本一の加工生産量を誇るかずの子や新鮮な水産物の加工生産である。また、農産物では、北海道内屈指の高品質米生産地として高い評価を受けている。観光では、国内屈指のアウトドアメーカーである熊モンベルと包括連携協定を締結。「モンベルアウトドアウィレッジるもい」構想を策定し、アウトドアを核としたまちづくりを進めている。国の重要港湾「留萌港」には、大型岸壁（マイナス12m、マイナス10mの各1バース）を備えており、大型貨客船が着岸可能であるほか、物流面において大きなアドバンテージを有している。また、留萌市は日本海沿岸に位置していることから、安定した風力を通年で維持できる環境を備えている。こうした地域特性を活かし、食品等製造・販売、観光、物流、環境・エネルギーを更に推進し、地域経済の稼働力の増加を目指す。

促進区域

北海道留萌市

経済的効果の目標

- ・1件あたり平均47百万円の付加価値額を創出する地域経済牽引事業を3件創出。
- ・これらの地域経済牽引事業が促進区域で1.39倍の波及効果を与え、促進区域で約196百万円の付加価値額を創出することを目指す。

地域経済牽引事業の承認要件

【要件1：地域の特性を活用すること（①～③のいずれか）】

- ①【地域の特性】留萌市のかずの子・米等の食資源
【活用戦略】食品等製造・販売
- ②【地域の特性】留萌市の自然等観光資源
【活用戦略】観光
- ③【地域の特性】留萌市の港湾・風力資源
【活用戦略】物流・備蓄補給、環境・エネルギー

【要件2：高い付加価値を創出すること】

- ・付加価値増加分：4,611万円超

【要件3：いずれかの経済的効果が見込まれること】

- ①売上：1%増加 ②雇用者数：1人以上増加

制度・事業環境の整備

- ・固定資産税・不動産取得税の減免措置
- ・北海道産業振興条例に基づく助成措置
- ・北海道オープンデータカタログによるデータ公開
- ・事業者からの事業環境整備の提案への対応
- ・留萌市地元企業応援助成事業による助成措置

《促進区域図》



地域経済牽引支援機関

- ・留萌商工会議所
- ・金融機関
（留萌信用金庫・株式会社北洋銀行・株式会社北海道銀行）
- ・一般財団法人旭川産業創造プラザ
- ・北海道よろず支援拠点【道北サテライト】
（公益財団法人北海道中小企業総合支援センター）

計画期間

計画同意の日から令和10年度末日まで

<手続きの流れ>

① 地域経済牽引事業計画申請に係る事前相談 【事業者→道】

② 地域経済牽引事業計画の承認申請書作成 【事業者】

③ 地域経済牽引事業計画の承認申請書提出 【事業者→道】

④ 地域経済牽引事業計画の承認【道→事業者】

⑤ 国等補助金の採択【国等→事業者】

⑥ 留萌市へ補助申請【事業者→留萌市】

令和7年5月1日に本ガイドブックを更新しました。
制度の内容、助成条件等が変更になる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

<問合せ先>

〒077-8601

留萌市幸町1丁目1番地
留萌市役所地域振興部経済観光課
経済振興係 (0164) 42-1840
メール keizai@e-rumoi.jp